○　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条　［略］	第一条　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	3　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
三の二　特定投資家等　法第二条第三項第二号ロに規定する特定投資家等をいう。	三の二　特定投資家等　法第二条第三項第二号ロ⑵に規定する特定投資家等をいう。
三の三　特定投資家等向け有価証券　法第四条第三項に規定する特定投資家等向け有価証券をいう。	三の三　特定投資家向け有価証券　法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。
［四～十二　略］	［四～十二　同上］
（持株会）	（持株会）
第六条　［略］	第六条　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　第一項の「被支配会社等」とは、子会社（会社法（平成十七年法	3　第一項の「被支配会社等」とは、会社法（平成十七年法律第八十

律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。第十一条の四第二項第二号ト、第十三条の五第二項第二号ト及び第十六条第一項第四号を除き、以下同じ。）に該当する会社又は関連会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。）に該当する会社をいう。

（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）

第七条　令第一条の三の三第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

二の二　投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下同じ。）の発行者である投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十条第一項第二号において同じ。）の資産運用会社（同法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下この号において同じ。）又はその特定関係法人（法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいい、その子会社に該当する会社を含む。以下この号において同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付け（金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みをして行うものに限る。）を、一定の計画に従い、個別の投資判断に

六号）第二条第三号に規定する子会社に該当する会社又は会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社に該当する会社をいう。

（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）

第七条　［同上］

［一・二　同上］

二の二　投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下同じ。）の発行者である投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十条第一項第二号において同じ。）の資産運用会社（同法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下この号において同じ。）又はその特定関係法人（法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいい、その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）に該当する会社を含む。以下この号において同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付け（金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みをして行うものに

基づかず、継続的に行うことを約する契約（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）に基づく権利

三　［略］

２　［略］

（取得勧誘における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十一条　［略］

２　令第一条の四第三号ハに掲げる内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一　［略］

二　次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

［イ～ハ　略］

ニ　社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するもので、令第一条の四第一号若しくは第二号若しくは第一条の七の四第一号若しくは第二号又はロ若しくはハに掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行したものに限る。）により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの（以下ニにおいて「転換債券」という。）　当該償還により取得する有価証券（以下ニにおい限る。）を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）に基づく権利

三　［同上］

２　［同上］

（取得勧誘における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十一条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　［同上］

いて「償還有価証券」という。）が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に該当すること。

⑴　令第一条の四第一号又は第一条の七の四第一号に掲げる有価証券　令第一条の四第一号に定める場合（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）又は子会社でない場合（以下⑴及び⑵において「既発行償還有価証券である場合」という。）には、令第一条の四第一号イに掲げる要件に該当する場合を除く。）又は令第一条の七の四第一号に定める場合（既発行償還有価証券である場合には、同号イに掲げる要件に該当する場合を除く。）

⑵～⑷　略

［3～7　略］

（勧誘の相手方が多数である場合から除かれる取得勧誘の相手方）

第十一条の二　法第二条第三項第一号ロに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

⑴　令第一条の四第一号又は第一条の七の四第一号に掲げる有価証券　令第一条の四第一号に定める場合（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社（会社法第二条第四号に掲げる親会社をいう。第十三条第三項第二号ニ⑴及び⑵、第十三条の四第二項第二号ニ⑴並びに第十三条の七第三項第二号ニ⑴及び⑵において同じ。）又は子会社（同法第二条第三号に掲げる子会社をいう。第十三条第三項第二号ニ⑴及び⑵、第十三条の四第二項第二号ニ⑴並びに第十三条の七第三項第二号ニ⑴及び⑵において同じ。）でない場合（以下⑴及び⑵において「既発行償還有価証券である場合」という。）には、令第一条の四第一号イに掲げる要件に該当する場合を除く。）又は令第一条の七の四第一号に定める場合（既発行償還有価証券である場合には、同号イに掲げる要件に該当する場合を除く。）

⑵～⑷　同上

［3～7　同上］

［条を加える。］

一　法第二条第三項第一号ロに規定する有価証券の発行者である会社（外国会社を含む。次号及び次条第二号において同じ。）の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は使用人

二　法第二条第三項第一号ロに規定する有価証券の発行者である会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事若しくは監事若しくはこれらに準ずる者（第十一条の四第二項第二号ハ及びヘ、第十三条の四の二第二号並びに第十三条の五第二項第二号ヘにおいて「役員等」という。）又は使用人

（やむを得ない理由が生じた場合）

第十一条の三　令第一条の五第一号イに規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由が生じた場合は、次に掲げる場合とする。

一　役員等（令第一条の五第一号に規定する役員等をいう。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当することにより同条第一号に規定する契約又は規程に定める同号イに規定する特定の役員等の地位を失った場合

イ　任期が満了したこと。

ロ　定年に達したこと。

ハ　死亡したこと。

ニ　療養を受ける必要が生じたこと。

ホ　その親族の介護又は養育を行う必要が生じたこと。

ヘ　イからホまでに掲げる事由に準ずる事由が生じたこと。

二　法第二条第三項第一号ロに規定する有価証券の発行者である会

［条を加える。］

社について、次のいずれかに掲げる事由が生じた場合

イ　当該会社が組織再編成対象会社（法第二条の三第四項第一号に規定する組織再編成対象会社をいう。第十三条の四の三第二号イにおいて同じ。）となることについて、その株主総会又は取締役会（外国におけるこれらに相当するものを含む。ロにおいて同じ。）の決議があったこと。

ロ　当該会社が次に掲げる行為を行うことについて、その株主総会又は取締役会の決議があったこと。

⑴　株式の併合（一株に満たない端数が生ずる場合に限る。）

⑵　全部取得条項付種類株式（会社法第百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。第十三条の四の三第二号ロ⑵において同じ。）の全部の取得

⑶　特別支配株主（会社法第百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいう。第十三条の四の三第二号ロ⑶において同じ。）による同法第百七十九条の三第一項の規定による請求の承認

⑷　⑴から⑶までに掲げる行為に準ずる行為

ハ　法第二条第三項第一号ロに規定する有価証券の発行者である会社が役員等向け勧誘（法第二十三条の十三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員等向け勧誘をいう。第十三条の四の三第二号ハにおいて同じ。）を行うために信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第十三条の四の三第二号ハにおいて同じ。）を営む者と締結

した信託契約が終了した場合

（特定投資家等向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等）

第十一条の四　令第一条の五の二第二項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める措置は、次項第二号イからトまでに掲げる場合を除き、当該財産的価値を特定投資家等及び非居住者（法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する非居住者をいう。以下同じ。）以外の者に移転することができないようにする技術的措置とする。

2　令第一条の五の二第二項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあっては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。）とする。

一　当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該有価証券を特定投資家等及び非居住者以外の者に譲渡しないこと。

二　次に掲げる場合には、当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該有価証券を特定投資家等及び非居住者以外の者に譲渡することができること。

イ　公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。第十三条の五第二項第二号イにおいて同じ。）に応じて株券等（法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。ト並びに同号イ及びトにおいて同じ。）を公開買付者（法第二

（特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等）

第十一条の二　令第一条の五の二第二項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める措置は、次項第二号イからニまでに掲げる場合を除き、当該財産的価値を特定投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措置とする。

2　［同上］

一　当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡しないこと。

二　次に掲げる場合には、当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

イ　公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。第十三条の五第二項第二号イにおいて同じ。）に応じて株券等（法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。同号イにおいて同じ。）を公開買付者（法第二十七条の三第二

十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。同号イにおいて同じ。）に対して譲渡する場合

ロ　令第二条の十二の三第二項第五号に規定する役員等に対して同号イからホまでに掲げる有価証券を譲渡する場合

ハ　当該有価証券の発行者又はその役員等であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権（法第二十六条の二十七第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもって所有する者（以下この条及び第十三条の五第二項第二号ハにおいて「特定役員」という。）の被支配法人等（当該発行者を除く。以下この条及び同号ハにおいて同じ。）に対して譲渡する場合

ニ　当該有価証券の発行者の株主に対して譲渡する場合

ホ　［略］

ヘ　当該有価証券の発行者の役員等又は使用人に対して譲渡する場合

ト　当該有価証券の発行者を子会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第二十七号に規定する子会社をいう。第十三条の五第二項第二号トにおいて同じ。）又は関連会社（同令第一条第二十七号の二に規定する関連会社をいう。同項第二号トにおいて同じ。）とすることを目的として、当該発行者が発行する株券等を取得し、又は買い付けようとする者（当該発行者の

項に規定する公開買付者をいう。同号イにおいて同じ。）に対して譲渡する場合

ロ　令第二条の十二の四第二項第四号に規定する役員等に対して同号イからホまでに掲げる有価証券を譲渡する場合

ハ　当該有価証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもって所有する者（以下この条及び第十三条の五第二項第二号ハにおいて「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。以下この条及び同号ハにおいて同じ。）に対して譲渡する場合

［号の細分を加える。］

ニ　［同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

財務の状況及び事業の内容についての調査を実施している者に限る。）に対して譲渡する場合	
［3・4　略］	
5　第二項第二号ハ及びホ、第三項（第十三条の五第三項において準用する場合を含む。）並びに前項（同条第三項において準用する場合を含む。）の場合における議決権（総株主等の議決権を除く。）には、社債等振替法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。	
（特定投資家等向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限等）	
第十二条　令第一条の五の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当することとする。	
一　社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。）、同項第十五号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五	

［3・4　同上］	
5　第二項第二号ハ及びニ、第三項（第十三条の五第三項において準用する場合を含む。）並びに前項（同条第三項において準用する場合を含む。）の場合における議決権（総株主等の議決権を除く。）には、社債等振替法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。	
（特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限等）	
第十二条　［同上］	
一　［同上］	

号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）、投資信託又は外国投資信託の受益証券、特定目的信託の受益証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するものを含む。）、学校債券、抵当証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するものを含む。）、受益証券発行信託の受益証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものを含み、次号に掲げるものを除く。）並びに電子記録移転権利（次号に掲げるものを除く。）　次に掲げる要件の全て

イ　［略］

ロ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

⑴　当該有価証券に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合　前条第二項第二号イからトまでに掲げる場合を除き、当該財産的価値を特定投資家等及び非居住者以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。

⑵　［略］

［二～六　略］

［2～6　略］

（勧誘の相手方が多数である場合から除かれる売付け勧誘等の相手方）

イ　［同上］

ロ　［同上］

⑴　当該有価証券に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合　前条第二項第二号イからニまでに掲げる場合を除き、当該財産的価値を特定投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。

⑵　［同上］

［二～六　同上］

［2～6　同上］

第十三条の四の二　法第二条第四項第一号ロに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。 一　法第二条第四項第一号ロに規定する有価証券の発行者である会社（外国会社を含む。次号及び次条第二号において同じ。）の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は使用人 二　法第二条第四項第一号ロに規定する有価証券の発行者である会社の子会社の役員等又は使用人	［条を加える。］
（やむを得ない理由が生じた場合） 第十三条の四の三　令第一条の八第一号イに規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由が生じた場合は、次に掲げる場合とする。 一　役員等（令第一条の八第一号に規定する役員等をいう。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当することにより同条第一号に規定する契約又は規程に定める同号イに規定する特定の役員等の地位を失った場合 イ　任期が満了したこと。 ロ　定年に達したこと。 ハ　死亡したこと。 ニ　療養を受ける必要が生じたこと。 ホ　その親族の介護又は養育を行う必要が生じたこと。 ヘ　イからホまでに掲げる事由に準ずる事由が生じたこと。 二　法第二条第四項第一号ロに規定する有価証券の発行者である会社について、次のいずれかに掲げる事由が生じた場合	［条を加える。］

イ　当該会社が組織再編成対象会社となることについて、その株主総会又は取締役会（外国におけるこれらに相当するものを含む。ロにおいて同じ。）の決議があったこと。

ロ　当該会社が次に掲げる行為を行うことについて、その株主総会又は取締役会の決議があったこと。

(1)　株式の併合（一株に満たない端数が生じる場合に限る。）

(2)　全部取得条項付種類株式の全部の取得

(3)　特別支配株主による会社法第百七十九条の三第一項の規定による請求の承認

(4)　(1)から(3)までに掲げる行為に準ずる行為

ハ　法第二条第四項第一号ロに規定する有価証券の発行者である会社が役員等向け勧誘を行うために信託業を営む者と締結した信託契約が終了した場合

（特定投資家等向け売付け勧誘等に係る有価証券の譲渡に関する措置等）

第十三条の五　令第一条の八の二第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める措置は、次項第二号イからトまでに掲げる場合を除き、当該財産的価値を特定投資家等及び非居住者以外の者に移転することができないようにする技術的措置とする。

2　令第一条の八の二第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあっては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。）とする。

（特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の譲渡に関する措置等）

第十三条の五　令第一条の八の二第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める措置は、次項第二号イからニまでに掲げる場合を除き、当該財産的価値を特定投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措置とする。

2　［同上］

一　当該買付けを行おうとする者が当該売付け勧誘等に応じて買い付けた当該有価証券を特定投資家等及び非居住者以外の者に譲渡しないこと。

二　次に掲げる場合には、当該買付けを行おうとする者が当該売付け勧誘等に応じて買い付けた当該有価証券を特定投資家等及び非居住者以外の者に譲渡することができること。

イ　［略］

ロ　令第二条の十二の三第二項第五号に規定する役員等に対して同号イからホまでに掲げる有価証券を譲渡する場合

ハ　当該有価証券の発行者又はその特定役員の被支配法人等に対して譲渡する場合

ニ　当該有価証券の発行者の株主に対して譲渡する場合

ホ　［略］

ヘ　当該発行者の役員等又は使用人に対して譲渡する場合

ト　当該有価証券の発行者を子会社又は関連会社とすることを目的として、当該発行者が発行する株券等を取得し、又は買い付けようとする者（当該発行者の財務の状況及び事業の内容についての調査を実施している者に限る。）に対して譲渡する場合

3　第十一条の四第三項及び第四項の規定は、前項第二号ハに掲げる場合について準用する。

（特定投資家等向け売付け勧誘等における有価証券の譲渡に関する制限等）

一　当該買付けを行おうとする者が当該売付け勧誘等に応じて買い付けた当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡しないこと。

二　次に掲げる場合には、当該買付けを行おうとする者が当該売付け勧誘等に応じて買い付けた当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

イ　［同上］

ロ　令第二条の十二の四第二項第四号に規定する役員等に対して同号イからホまでに掲げる有価証券を譲渡する場合

ハ　当該有価証券の発行者又はその特定役員若しくは当該特定役員の被支配法人等に対して譲渡する場合

［号の細分を加える。］

ニ　［同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

3　第十一条の二第三項及び第四項の規定は、前項第二号ハに掲げる場合について準用する。

（特定投資家向け売付け勧誘等における有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の六　令第一条の八の二第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすこととする。	第十三条の六　［同上］
一　社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。）、同項第十五号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）、投資信託又は外国投資信託の受益証券、特定目的信託の受益証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するものを含む。）、学校債券、抵当証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するものを含む。）、受益証券発行信託の受益証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものを含み、次号に掲げるものを除く。）並びに電子記録移転権利（次号に掲げるものを除く。）　次に掲げる要件の全て	一　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。	ロ　［同上］
⑴　当該有価証券に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合　前条第二項第二号イからトまでに掲げる場合を除き、当該財産的価値	⑴　当該有価証券に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合　前条第二項第二号イからニまでに掲げる場合を除き、当該財産的価値

を特定投資家等及び非居住者以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。	を特定投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。
⑵　［略］	⑵　［同上］
［二～六　略］	［二～六　同上］
（金融商品取引業から除かれるもの）	（金融商品取引業から除かれるもの）
第十六条　令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。	第十六条　［同上］
［一～七の二　略］	［一～七の二　同上］
七の三　法第二条第八項第九号に掲げる行為のうち、社債券（新株予約権付社債券を除く。）の発行者の子会社又は親会社若しくはその子会社（当該発行者及びその子会社を除く。）である会社が行う当該社債券に係る募集の取扱い又は私募の取扱いであって、次に掲げる要件の全てに該当するもの	七の三　法第二条第八項第九号に掲げる行為のうち、社債券（新株予約権付社債券を除く。）の発行者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）又は親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。）若しくはその子会社（当該発行者及びその子会社を除く。）である会社が行う当該社債券に係る募集の取扱い又は私募の取扱いであって、次に掲げる要件の全てに該当するもの
［イ～ニ　略］	［イ～ニ　同上］
［八～十七　略］	［八～十七　同上］
［2～11　略］	［2～11　同上］
（信用格付業から除かれる行為）	（信用格付業から除かれる行為）
第二十五条　法第二条第三十五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	第二十五条　［同上］

一　［略］ 二　法人（前条第一項第一号又は第二号に掲げるものを含み、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する者であり、かつ、法第二十六条の三第一項又は第二項の規定により監査証明を受けなければならない者以外の者その他これに類するものとしてあらかじめ定めて公表された範囲に属するものに限る。）の信用状態に関する評価として、主として当該法人の信用状態に関する客観的な指標に基づきあらかじめ定められた計算方法により算定した結果について、記号又は数字（前条第二項に規定する文章又は文字を含む。）を用いて表示した等級を提供し、又は閲覧に供する行為	一　［同上］ 二　法人（前条第一項第一号又は第二号に掲げるものを含み、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する者であり、かつ、法第百九十三条の二第一項又は第二項の規定により監査証明を受けなければならない者以外の者その他これに類するものとしてあらかじめ定めて公表された範囲に属するものに限る。）の信用状態に関する評価として、主として当該法人の信用状態に関する客観的な指標に基づきあらかじめ定められた計算方法により算定した結果について、記号又は数字（前条第二項に規定する文章又は文字を含む。）を用いて表示した等級を提供し、又は閲覧に供する行為
備考　表中の［　］の記載は注記である。	